

香川県産業技術センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第53号

香川県産業技術センター規則の一部を改正する規則

香川県産業技術センター規則（平成12年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）			
1 香川県産業技術センター機器使用料				1 香川県産業技術センター機器使用料			
区	分	単 位	金 額	区	分	単 位	金 額
略				略			
分光光度計		1 時間当たり	<u>150円</u>	分光光度計		1 時間当たり	<u>220円</u>
略				略			
2 略				2 略			
3 香川県産業技術センター発酵食品研究所機器使用料				3 香川県産業技術センター発酵食品研究所機器使用料			
区	分	単 位	金 額	区	分	単 位	金 額
略				略			
分光光度計		1 時間当たり	<u>150円</u>	分光光度計		1 時間当たり	<u>220円</u>
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。